

第2号議案

契約の見直し（1案）について

1 情 勢

令和5年5月12日にフリーランス法（「特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨を踏まえ、また、フリーランス法の11月施行を見据え、シルバー人材センター（以下「センター」という。）を利用する会員の方に業務委託する契約について、契約方法の見直しを行います。

会員の皆さまがセンターを通じて、就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、本来の発注者との間に直接契約関係が生じる構造になっていません。

このため、**会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。**また、厚生労働省からもセンターの契約方法について見直しを行うよう、方針が示されています。

会員の皆様におかれましては、契約方法の見直しへのご理解をお願いします。

2 準備すべき書類（センターが全て準備します。）等

① センター利用規約

② 会員業務就業規約

※発注者は、①②の規約を理解して、センターと契約します。

③ センター利用契約

④ 会員業務仕様書

※発注者は、センターと利用契約を締結し、センターは会員業務仕様書を作成します。センターは、**業務内容に適合した会員を選定（マッチング）して、業務仕様書に同意した会員が就業します。業務の流れは、現状と変わりません。**

※マッチングに当たって、センターが会員に指示命令することはありません。

3 契約見直しの発動時期

令和7年4月1日とします。